

議案第66号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、令和4年度分の市町村負担金から適用することについて、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後			変 更 前		
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金			県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金		
事 業 名	市町村負担金の額		事 業 名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの		土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの

<p>1 かんがい排水事業 (1)～(4) 略 (5) <u>基幹水利施設更新事業（機械設備）</u> <u>ア 中山間地域において行う事業</u> <u>イ ア以外において行う事業</u></p>	<p>略</p>	<p>略</p> <p><u>工事費の100分の15に相当する額</u></p> <p><u>工事費の100分の19に相当する額</u></p>	<p>1 かんがい排水事業 (1)～(4) 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2～10 略</p>			<p>2～10 略</p>		
<p>11 ため池等整備事業 (1)～(3) 略 (4) <u>農業用河川工作物応急対策事業（中規模事業）</u> <u>ア 中山間地域等</u></p>	<p>略</p>	<p><u>工事費の100分の3に相当する額。ただし、総事業費が5千万円以上1億円未満のものに限る</u></p>	<p>11 ため池等整備事業 (1)～(3) 略</p>	<p>略</p>	

イ ア以外のもの

工事費の100分の8に相当する額。ただし、総事業費が5千万円以上1億円未満のものに限る

(5) (1)、(2)、(3)及び(4)以外の事業

略

(4) (1)、(2)及び(3)以外の事業

略

12～31 略

12～31 略

備考 略

備考 略